

## 岩手県高等学校文化連盟表彰規程

### 第1条 趣 旨

本県高等学校の芸術・文化の活動の振興と水準の向上を図るため、芸術・文化活動における優れた業績と本連盟の発展に尽くした生徒（部を含む）、教職員及び他団体（個人）を表彰する。

### 第2条 推薦の方法

推薦にあたっては、別紙様式による推薦書に記入し、所定の期日までに提出する。

#### 1 生徒について

- (1) 当該学校長が在学生徒及び前年度卒業生より選定して、会長あて推薦する。
- (2) 専門部長は、当該専門部より選定して会長あて推薦する。
- 2 教職員については、支部長、専門部長が選定して会長あて推薦する。
- 3 団体については、支部長、専門部長等が選定して会長あて推薦する。

### 第3条 推薦の条件

#### 1 生徒について

- (1) 在学中、学業・性行ともに優れ、健全かつ優れた活動実績を有するもの。
- (2) 県高等学校総合文化祭として、専門部ごとに表彰する特別賞を受賞したもの。
- (3) 全国高等学校総合文化祭、その他の全国規模の大会及びコンクールにおいて優良賞（3位）以内に入賞した個人及び部（団体）。
- (4) 推薦対象の期間は、前年度9月1日より翌年の8月31日までの一年間を原則とする。

#### 2 教職員について

多年にわたり芸術・文化の指導に尽くし、本県高等学校文化連盟の振興に寄与した功績が特に顕著であった教職員であること。

- (1) 次に該当する役員が退任する際に表彰する。

県高等学校文化連盟会長

- (2) 次に該当する教職員については、退職の際に表彰する。

ア 県高等学校文化連盟副会長、専門部長を経験したもの。

イ 県高等学校文化連盟参与、理事長、事務局長を経験したもの。

- ウ 指導者として全国規模の大会及びコンクールに優良賞（3位）以内に入賞させたものを対象とする。
- エ 指導者として全国規模の大会及びコンクールに10回以上出品・出演させたものを対象とする。
- オ 専門部代表理事を3年以上経験したものの。

#### 第4条 表彰審議委員会

審議を公平に行うため、表彰審議委員会を設置する。

- 1 高文連会長は表彰審議委員会を設置する。
- 2 表彰審議委員は、高文連会長が委嘱する。
- 3 表彰審議委員会は、必要に応じて会長が招集し、被表彰者を審議選考して、会長に具申する。

#### 第5条 表 彰

- 1 県高等学校総合文化祭総合開会式の際表彰する。
- 2 表彰状及び記念品を贈る。

#### 第6条 専門部の表彰

1 県高等学校総合文化祭として、専門部ごとの表彰については、高等学校文化連盟会長名で表彰するものとする。

- 2 表彰の名称等は次の型とする。
  - (1) 特別賞 最優秀賞 優秀賞 優良賞 入選
  - (2) 特別賞 金賞 銀賞 銅賞 入選
  - (3) 1位 2位 3位

#### 付 則

- 1 この規程は、昭和62年9月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年4月18日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月13日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年4月1日から施行する。